

国土建第161号
平成26年10月31日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正について

今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号）及び建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成26年10月31日付け国土交通省告示第1055号）が制定されたところであるが、これらを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、本件改正は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律56号）を踏まえ、新たに若年の技術者及び技能労働者（以下「若年技術職員」という。）の育成及び確保の状況の評価を追加するとともに、建設機械の保有状況の項目について、評価対象機種を拡大したものである。

若年技術職員の育成及び確保の状況の評価については、現行、技術力の項目において既に技術職員の資格と人数を評価対象としているところ、中長期的な担い手の育成・確保の観点から、若年技術職員について付加的な要素として評価するものである。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。

附 則

この通知は、平成27年4月1日から適用する。

平成20年1月31日国総建第269号
経営事項審査の事務取扱いについて (通知)
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I (略) 1 経営規模について (告示第一の一関係) (1) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高について イ (略) ロ 審査対象建設業に係る建設工事が「土木一式工事」である場合においては、その内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においては、その内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」である場合においては、その内訳として「鋼橋上部工事」をそれぞれ審査することとする。 ハ～ス (略) 2 (略) 3 その他の審査項目 (社会性等) について (告示第一の一関係) (1) 労働福祉の状況について イ～ホ (略) ハ 法定外労働災害補償制度は、(公財) 建設業福祉共済団、(一社) 全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社) 全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害 (下請負人に係るものを含む。) に関する給付についての契約であって①及び②に該当するものを締結している場合に、加えて審査するものとする。 ① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも	I (略) 1 経営規模について (告示第一の一関係) (1) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高について イ (略) ロ 審査対象建設業に係る建設工事が「土木一式工事」である場合においては、その内訳として「プレストレストコンクリート工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においては、その内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」である場合においては、その内訳として「鋼橋上部工事」をそれぞれ審査することとする。 ハ～ス (略) 2 (略) 3 その他の審査項目 (社会性等) について (告示第一の一関係) (1) 労働福祉の状況について イ～ホ (略) ハ 法定外労働災害補償制度は、(財) 建設業福祉共済団、(社) 全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会、(社) 全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害 (下請負人に係るものを含む。) に関する給付についての契約であって①及び②に該当するものを締結している場合に、加えて審査するものとする。 ① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも

対象とする給付であること。

- ② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

(2) ～ (6) (略)

(7) 建設機械の保有状況について

- イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの（以下「大型ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンというものとする。

- ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダーについては労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自動車検査、大型ダンプ車については道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

(8) (略)

(9) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況について

- イ 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、審査基準日時点における技術職員名簿に記載された若年技術職員の人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が0.15以上である場合に加点して審査する。

- ロ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、審査基準日において、若年技術職員のうち審査対象年において新規に技術職員となった人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した

対象とする給付であること。

- ② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

(2) ～ (6) (略)

(7) 建設機械の保有状況について

- イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルというものとする。

- ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

(8) (略)

(新設)

値が0.01以上である場合に加点して審査する。

なお、新規に技術職員となった人数については、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、前回の経営規模等評価を受けた際の審査基準日（以下「前審査基準日」という。）における技術職員名簿に記載されておらず、新規に技術職員名簿に記載された35歳未満の者の数を確認することをもって審査することとする。ただし、前年の経営規模等評価を受けていない場合、事業年度の変更を行った場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合又は建設業を譲り受けた場合等、前審査基準日が審査基準日の前年同日でない場合、その他審査対象年における新規の技術職員を判断するに当たって比較可能な技術職員名簿が存在しない場合には、審査対象年内に新規に技術職員となったことが明らかである者について評価することとする。

4 (略)

5 経営状況について（告示第一の二関係）

(1) ～ (2) (略)

(3) 総資本売上総利益率について

イ (略)

ロ 売上総利益の額は、審査対象事業年度における売上総利益の額（個人の場合は完成工事総利益（当該個人が建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合においては、兼業事業総利益を含む）の額）とする。

(4) ～ (6) (略)

(7) 営業キャッシュフローの額について

イ・ロ (略)

ハ 売掛債権の額は、基準決算における受取手形及び完成工事未収入金の合計の額とする。なお、電子記録債権は受取手形を含むこととする。

ニ 仕入債務の額は、基準決算における支払手形、工事未払金の合計の額とする。なお、電子記録債務は支払手形を含むこととする。

ホ～リ (略)

5-2 (略)

II～VI (略)

別紙

1～3 (略)

4 その他の審査項目（社会性等）の評価

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に

4 (略)

5 経営状況について（告示第一の二関係）

(1) ～ (2) (略)

(3) 総資本売上総利益率について

イ (略)

ロ 売上総利益の額は、審査対象事業年度における売上総利益の額（個人の場合は完成工事総利益の額）とする。

(4) ～ (6) (略)

(7) 営業キャッシュフローの額について

イ・ロ (略)

ハ 売掛債権の額は、基準決算における受取手形及び完成工事未収入金の合計の額とする。

ニ 仕入債務の額は、基準決算における支払手形、工事未払金の合計の額とする。

ホ～リ (略)

5-2 (略)

II～VI (略)

別紙

1～3 (略)

4 その他の審査項目（社会性等）の評価

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に

定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から9までに掲げる建設業の営業継続状況(営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況(監査の受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況又は若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況(若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況並びに新規若年技術職員の育成及び確保の状況)については、告示の別表第六から別表第十六までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれのイ～リ_{の表}に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数(次の算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～ルの点数の合計点数」という。)に応じて、次の算式によって算出されるその他の審査項目(社会性等)の評点を与える。その他の審査項目(社会性等)の評点が0に満たない場合は0とみなす。

イ～リ (略)

又 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数

(告示の別表第十五関係)

区分	(1)	(2)
点数	1	0

ル 新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数

(告示の別表第十六関係)

区分	(1)	(2)
点数	1	0

又 (略)

5 (略)

別記 (略)

別添 (略)

定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から8までに掲げる建設業の営業継続状況(営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況(監査の受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況については、告示の別表第六から別表第十四までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれのイ～リ_{の表}に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数(次の算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～ルの点数の合計点数」という。)に応じて、次の算式によって算出されるその他の審査項目(社会性等)の評点を与える。その他の審査項目(社会性等)の評点が0に満たない場合は0とみなす。

イ～リ (略)

(新設)

(新設)

又 (略)

5 (略)

別記 (略)

別添 (略)